

17 検徴制度の導入と英国「伝染病予

防法」―国権問題と日本人医師の養成―

大川 由美

一八六四年英国で兵士達を性病から守るために制定された「Contagious Diseases Act 伝染病(=性病)予防法」は、幕末以来英国海軍の来航を見た日本においても、「検徴」という形で展開された。さらに英国公使パークスと英国海軍は明治政府に「検徴制度」の導入を勧告していく。またそのために、海軍医官ジョージブルース・ニュートンが香港より派遣され、彼は明治四年長崎で病死するまで、横浜・兵庫・長崎の開港場で遊郭の娼妓達の検査と梅毒病院の建設を精力的に行った。またニュートンは明治政府や大学東校に、梅毒病院建設や医師の養成の必要性を建言している。このような「伝染病予防法」を背景とする英国側の「検徴制度」導入の働きかけは、それに関するいくつかの問題点を明らかにした。ひとつ

は売買春の取り締まりをどのように行うかという問題であり、もうひとつは、日本における医療水準の問題である。

明治五年の「娼妓解放令」の公布は、英国側に売買春の取り締まりが行われなくなり梅毒が蔓延するのではないかとの懸念を抱かせた。そのため英国側は「検徴」の導入を明治政府へ勧告し、売買春の取り締まりも要求していく。このような英国側の積極的な行動に対して、明治政府は「検徴制度」の導入を図り、明治九年には、各府県に対して貸座敷における検徴の実施を命じる内務省達が出される。しかし同時期、明治政府内では英国側の行動は「国権問題」であるという認識が生まれていた。

すでに明治五年の段階で、ニュートンの後任者セジュウキの離任に際して、外務省は後任の英国海軍医官の派遣を謝絶したい旨を表明している。しかしこれは英国側には受け入れられず、後任の海軍医ヒルが着任する。更にヒルが出張中に英国領事が梅毒病院の事務まで統括することに對しての不満が神奈川県からも出され、「御国権の問題」と認識される。また無給の英国海軍医官による

横浜・兵庫・長崎の梅毒病院の管轄も「不体裁を免れず」、英国主導の「検黈」の展開と認識される。実はこのような英国側の行動の背景には、日本の医療技術に対する不信感が存在していた。建設される梅毒病院の施設としての問題、担当の日本人医師の技術の低さ、劣悪な薬、このような問題が解決されなければ、英国側は管轄権を日本側へ引き渡すことができなかったのである。すなわち日本側にとって英国海軍医官の派遣を謝絶するという「国権問題」は、英国側にとっては「検黈」が行われるための医療環境の整備と日本人医師の養成問題でもあったのである。

この問題をめぐっては英国と明治政府間でたびたびの協議が行われる。それまで英国側との交渉は外務省が担当していたが、医療に関することは文部省から明治八年に内務省へと移され、明治一〇年には初代衛生局長長与専齋が就任し、英国側との交渉にも内務省衛生局が参加していく。明治一一年には梅毒病院は衛生局内に組織付けられ、衛生局の管轄下に置かれることになる。英国側と明治政府との協議の中で、開港場における梅毒病院の

医療水準は内務省衛生局が責任を持つて解決すること、今後は内務省が英国との交渉に前面に出ていくことが明言される。そして明治一四年に外務省から森有礼駐英公使に対し英国本国での英国外務省との協議の訓令が出され、その結果、開港場における梅毒病院の管轄権は日本側へ引き渡されることになる。

今回の報告では、外務省外交史料館史料「横浜・兵庫・長崎英国海軍医監督一件」を中心に使い、なぜ梅毒病院問題が明治政府には「国権問題」として意識されたのか、一方、「伝染病（＝性病）予防法」を背景に持つ英国側には、日本の医療水準や医師のどのような点が問題とされたのかを検証し、更に、内務省衛生局により最終的にこの問題が解決される政治的意味を考察したい。

（九州大学大学院比較社会文化研究科博士後期課程）